高森町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
高森町教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨

高森町は、『高森町教育大綱』において、子どもたち一人ひとりが「なりたい自分」を見つけ、夢や目標に向かって主体的に「挑戦」できる子どもを育み、「なりたい自分への挑戦」を基本理念として掲げています。

この基本理念を実現し、児童生徒等に対して質の高い教育活動を持続的に行うためには、教師自身が心身ともに健康な状態で、自らの専門性を最大限に発揮し、活き活きと教育に邁進できる環境、すなわち「働きやすさ」と「働きがい」を両立できる職場環境を確立することが急務です。

本計画は、公立学校の教育職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が課題となっていることを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)第7条の規定に基づく指針に即し、教育職員が正規の勤務時間外に行う業務(超勤4項目以外の業務も含む)も含めて業務量を適切に管理し、健康及び福祉の確保を図るための措置を計画的に実施するために策定するものです。

特に、本計画の策定・公表・実施を通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき相互に連携・協働しながら、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を検証し、改善を重ねていくことを目指します。

(2)本町の現状

本町では、所管に属する学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規定(長野県の規則を準用したものを含む)に基づき、教育職員の時間外在校等時間(正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務のうち、所定の勤務時間を除いた時間)の上限を原則として1箇月45時間、1年360時間の範囲内としており、その縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月　52時間31分	57.9%	20.3%
中学校	月　53時間57分	57.4%	6.4%

・時間外在校等時間(平日の時間外勤務時間と休日勤務時間の和)が45時間を超える割合が約6割弱となっています。業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等 を図ることによって、時間的余裕を創出することが必要です。

・「平均」の算出は、教員の勤務時間の調査の「時間外勤務の平均時間」と「休日勤務の平均時間」を足したもので算出しています。

2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1)時間外在校等時間に関する目標

年度		R7(現状)	R8(目標)	R9(目標)	R10(目標)	R11(目標)	R12(目標)
1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合	計画	42.3%	62%	81%	100%	100%	100%
	実績	42.3%					
1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間	計画	53h	47h	41h	35h	30h	30h
	実績	53h					
教育職員の1年間時間外在校等時間	計画	639h	570h	500h	430h	360h	360h
	実績	639h					

※数値は、小中学校の数値の和に基づき、算出しています。

※なお、国等の調査から把握するため、実際は前年度の数値で把握してます(例:R7数値はR6 の実績によるもの)

各教育職員の時間外在校等時間について、最終年度の令和12年度までには、長野県及び国の指針で定める上限時間(原則:1箇月45時間、1年間360時間)の範囲内とすることを目指します。

- ·1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。(早急になくすべき目標)
- ·1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。(令和11年度までの政府目標)
- ·教育職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下とすることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和12年度の5年間とする

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、指針の第2章第3節に掲げる措置（業務の3分類等）に関する以下の内容に取り組みます。

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

分類	業務	高森町教育委員会が講ずる措置	目標値等
イ 学校以外が担うべき業務	①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	・コミュニティ・スクール（CS）制度に基づき、学校支援ボランティア本部を通じて、地域住民等による登下校安全支援（柿丸みまもり隊）の参画を得ています。引き続き、CSや地域学校協働活動を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。 ・また、状況を見て、保護者や関係者の合意形成を得ながら登下校時間等の変更についても検討を進めます。	1）学校運営協議会の会議の中で、この計画を年1回は説明する。
	② 放課後から夜間、休日などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	・放課後から夜間における見回りについては、当町が独自に進めている青色防犯パトロールに加え、警察署とも連携した少年警察ボランティアや前述の柿丸みまもり隊、その他保護者または地域住民等の関係者が担う体制に委ねます。 ・児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校における自主的な見回りや補導対応は原則行わないこととします。 ・補導された児童生徒の引取りについては、学校運営協議会等において、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。	1）青色パトロールの実施回数を年12回以上とする 2）学校運営協議会の会議の中で、この計画を年1回は説明する。
	③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	・学校給食費会計は平成28年度から一般会計化されており、徴収業務は教育委員会事務局で実施しています。 ・さらに、令和7年度から、学用品費の無償化及び修学旅行費への補助制度を導入し、教師による金銭徴収・管理業務を大幅に削減しています。	※本計画中は、導入実績の様子を見る
	④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	・コミュニティ・スクール支援体制（社会教育係内の地域学校協働本部がコーディネーターを兼務）が既に構築されています。これらが中心となって連絡調整等を行い、教頭に責任や負担が集中しないよう、校務分掌を適正化します。	1）学校内における校務分掌の適正化の検討及び変更の実施を毎年実施

	⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	・首長部局が担当している町顧問弁護士の存在を周知し、過剰な苦情や不当要求等に対応できる体制を構築します。	1）学校へ向けての町顧問弁護士の周知とその手続きについて年1回周知
ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務	⑥ 調査・統計等への回答	・すでに設置済みの共同学校事務室を中心に、事務職員が中心となって対応できる業務範囲を広げます。	※本計画中は、導入実績の様子を見る
	⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	・保護者への学校だよりの一斉配信システムを既に導入し、印刷や配布業務を削減しています。 ・ウェブサイト作成については、必要に応じて民間委託も検討します。	※本計画中は、導入実績の様子を見る
	⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	・ICT指導主事を配置し、統合型校務システムの日常管理やシステム構築を行っています。引き続き、ICT指導主事をはじめ、教育委員会事務局職員及び学校事務職員や校内のICT担当者が中心となって、ICT環境の整備を推進します。	※本計画中は、導入実績の様子を見る
	⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	・学校用務員の外部委託化（三校全て）および、高森南小学校のプール授業の外部委託化を既に実施しています。 ・教師は授業等に付随する日常点検を中心に担い、管理業務については引き続き外部委託等を通じて負担軽減を推進します。 ・プール清掃等についても、中学校では清掃を委託しています。	※本計画中は、導入実績の様子を見る
	⑩ 校舎の開錠・施錠	・学校用務員の外部委託化を既に実施しています。引き続き機械警備の活用、役割分担の見直し等により、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備します。	※本計画中は、導入実績の様子を見る
	⑬ 部活動	・国制度の部活動外部指導員に加え、町独自の部活動アドバイザー（6人）を設置し、外部人材の活用を進めています。	※本計画中は、導入実績の様子を見る

		・令和7年度から部活動地域展開の実証事業を開始しており、引き続き外部人材の配置拡充を進め、令和8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現します。	
ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務	⑮ 授業準備	・町費学習支援員（三校で9人）を配置し、教職員の負担軽減を図っています。教材の印刷や物品準備等の補助的な業務は、県費によって配置されている教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行う体制を整備しています。すでに高機能印刷機や電子黒板を全教室に設置していますが、さらに授業準備におけるデジタル技術の活用を促進します。	※本計画中は、導入実績の様子を見る
	⑯ 学習評価や成績処理	・すでに導入している採点自動システムやクラウド型ドリルシステムの導入等、デジタル技術の活用をさらに促進します。学校評価や成績処理のシステムは既に導入済みであり、中学校においては、一部テストの印刷等も外部委託化しています。	※本計画中は、導入実績の様子を見る
	⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	・町費にて、特別支援教育支援員、養護補助教諭を配置しています。不登校支援のため高森町教育支援センター「ぱれっと」には指導主事と教育相談員、また3校のうち2校にも教育支援センターが設置され、町費にて専任の職員を配置し対応しています。また、要保護児童対策の強化のためこども家庭センターを令和7年4月に設置済みです。引き続き、専門スタッフとの協働を促進し、関係機関と連携・協働した支援体制を構築します。	※本計画中は、導入実績の様子を見る
	その他（DX/連絡体制の効率化）	・伝票及び稟議書の電子化（役場全体）や、全教職員対象のチャットによる連絡体制の導入、校務支援システムの活用（R7から統合型校務支援システム）により、事務負担の軽減に取り組んでいます。引き続きデジタル技術の活用を図りつつ、DX化への対応を進めていきます。 ・学校業務時間外の電話自動応答システムの導入、児童生徒からの出欠報告システムの導入、保護者への一斉情報配信システム（学校だより含む）の導入を既に実施しています。これにより、教師の勤務時間外の外部対応や朝の出欠確認、印刷・配布業務の負担を軽減しています。	※本計画中は、導入実績の様子を見る

(2)学校における措置の推進

・校内諸会合の精査と内容の見直しを継続して行う。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

・標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後等に行われる保護者等との懇談や会議などの勤務時間内での設定、夏休みや春休みを短縮し5時間授業日を増やすとともに、関係者との合意形成を進め、下校時刻を早めるなど、日課表の工夫を行う。

・タブレットの持ち帰りを進め、デジタル技術の活用により、宿題用プリントの印刷や点検などの校務を効率化します。また、すでに中学では導入済みの「自動採点システム」の小学生までの拡大、また、これも導入しているデジタルドリルの利用拡大を行っていく。

・保護者や学校内でも協議し、通知表作成の見直し、2学期制の導入を進めていく。

・学校外における各種組織への参画を見直し、教師の負担を軽減する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。[1]

・ストレスチェックの実施率100%を維持し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

・心身の健康問題についての相談窓口について徹底する(校長→町教育委員会→町総務課総務係)。

・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

・現在、中学校を中心に実施している定時退校日を小学校にも推進し、また長期休業等の一斉閉校期間の設定も継続して実施する。

・長期休業におけるフレックス制の導入を検討する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、以下のフォローアップを実施します。

・計画及び実施状況の公表・報告:

＊取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、高森町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。

・目標達成状況の把握:

[1] 長野県の規則にも、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の月上限は100時間未満と定められています。

＊時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システム等で把握します。その他の目標については、必要に応じて学校基本調査や独自アンケート、独自調査などの結果等から把握します。

·学校への指導・支援:

＊教育委員会において、各学校の状況を確認し、課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施し、特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り や休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては，当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施します。

＊各学校における働き方改革の取組が進むよう、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。

·地域・保護者、学校運営協議会との連携:

＊保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。学校運営協議会における協議等を通じて、地域・保護者の合意又は理解を得ることを目指し、業務の見直しを進めます。

·本計画のフォローアップについて:

＊本計画は、教育職員の勤務実態や業務改善の進捗状況を鑑み、また学校現場の実状に即したより実効性の高いものとするため、必要に応じて計画内容の修正や追加、重点事項の変更等の措置を柔軟に講じてまいります。